

【学校保健安全法における学校で予防すべき感染症の取り扱いについて】

学校保健安全法19条により校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等のあるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。

1 感染症に罹った場合

下記にある「学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準」にあげた感染症は出席停止扱いになります。ただし、症状により学校医、その他の医師が他への感染のおそれがないと認めるときは、このかぎりではありません。

2 本校の手続きについて

- (1) 感染症の診断・報告があった場合は、すぐに保健室まで連絡をする。
- (2) 生徒は、医療機関を受診し下記の感染症の診断が出たら、罹患証明書又は診断書を医療機関にて記入してもらおう。担任は、生徒が提出した手続き書類を、保健室へ提出する。

※インフルエンザは「インフルエンザ罹患報告書」による手続きも可能です(医療機関の証明は不要)。

ただし、インフルエンザに罹ったと証明できるお薬の説明書を添付できる場合のみとなり、添付できない場合は罹患証明書・診断書を医療機関にて記入してもらう必要があります。

※新型コロナウイルス感染症については、検査結果と日付、病院名が記載されたものを添付できる場合に医療機関の証明は不要になります。

※罹患証明書・インフルエンザ罹患報告書は保健室、PTA 総会資料、または学校ホームページからダウンロードできます。

3 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

	対象疾病	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他(溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

(※) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱等、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザなど